

ばれいしょ及びさとうきび調査用種苗配布規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が業務方法書第16条第3項第3号に掲げる試験研究機関等に対する調査及び研究の用に供するばれいしょ及びさとうきびの種苗（以下「調査用種苗」という。）の配布の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査用種苗の配布を行う組織)

第2条 農研機構が行う調査用種苗の配布は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理、事業開発担当）（以下「理事」という。）は、調査用種苗の配布に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(配布できる試験研究機関等)

第3条 調査用種苗の配布を行うことができる試験研究機関等は、都道府県、独立行政法人及び大学等の試験研究機関並びに農業者の組織する団体等とする。

(生産計画)

第4条 所長は、前条に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）からの調査用種苗の配布要請及び当該種苗の配布実績のすう勢等を勘案の上、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗（以下「原原種」という。）の生産及び配布に支障のない範囲において、調査用種苗の生産計画を策定し、その生産を行う。

(配布価格)

第5条 所長は、配布する種苗の形態、増殖の段階及び原原種の配布価格を参酌して調査用種苗の配布価格を決定する。

(配布の申請)

第6条 調査用種苗の配布を受けようとする試験研究機関等の長（以下「申請者」という。）は、原則として、毎年、次の表に掲げる期限までに別記様式1により調査用種苗配布申請書（以下「申請書」という。）を所長に提出するものとする。

作物名	作期	提出期限
ばれいしょ	春植用	9月15日
	秋植用	6月30日
さとうきび	春植用	1月15日
	夏植用	8月31日

(配布数量の決定及び通知)

第7条 所長は、前条の申請書の内容及び調査用種苗の生産状況等を勘案の上、調査用種苗の品種別配布数量を決定するとともに、第5条の配布価格と併せて、申請者に通知する。

(配布数量の変更)

第8条 所長は、配布数量の通知後に天候不順による生育遅延等やむを得ない事由によって生産数量に変更が生じた場合には、配布数量を変更することができるものとする。

2 所長は、配布数量の変更を行ったときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(配布契約の締結等)

第9条 理事は、調査用種苗を有償で配布する場合は、申請者と配布契約を締結する。

2 前項に定める配布契約を締結した申請者は、調査用種苗の配布代金について、本部管理本部藤本・大わし管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない。

(調査用種苗の引渡し)

第10条 調査用種苗の引渡しは、原則として当該調査用種苗を生産した種苗管理センターの農場渡しとする。

(調査実績報告)

第11条 調査用種苗の配布を受けた試験研究機関等の長は、当該調査用種苗を用いた調査研究が終了したときは、速やかに、別記様式2の調査研究実績報告書を所長に提出するものとする。

(情報システムによる手続)

第12条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第8号に規定する情報システムをいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、調査用種苗の配布に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元.11.26 31-17規程第157-1号）
この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-7規程第157-2号）
（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4.4.1 04-4規程第157-3号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長 殿

機関名
代表者氏名

調査用種苗配布申請書

ばれいしょ及びさとうきび調査用種苗配布規程第6条の規定に基づき、(元号)〇〇年〇植用〇〇〇調査用種苗の配布を下記のとおり申請します。

記

1 配布申請

作物名	作期	品種名	配布申請 数 量	調 査 研 究 等 概 要				
				調査研究 等 名	試験場 所等名	実施 面積	10aあたり 種苗所要量	総種苗 所要量

※調査研究等の概要を示す計画書等を添付すること。

2 荷受者及び荷受場所

作物名	作期	荷 受 者		荷受希望場所	荷受 希望 時期
		機関等名 代表者氏名	住所 電話番号：FAX番号		

3 調査終了後の生産物の処理方法

注) 注意事項

- (1) 作物名は、ばれいしょ又はさとうきびの別を記入する。
- (2) 作期は、春植用、夏植用又は秋植用の別を記入する。ただし、配布希望形態により適宜削除して構わない。
- (3) 面積の単位は、「ha」又は「a」とする。
- (4) 数量の単位は、ばれいしょは「kg」、さとうきびは2節苗の「本数」、その他配布希望形態にあつては適宜の単位とする。
- (5) 培養苗等の場合は、「作期」、「実施面積」、「10aあたり種苗所要量」は省略できるものとする。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 種苗管理センター所長 殿

機関名
 代表者氏名

調査研究実績報告書

ばれいしょ及びさとうきび調査用種苗配布規程第 1 1 条の規定に基づき、(元号)〇〇年〇植
 用〇〇〇調査用種苗を用いた調査研究実績を下記のとおり報告します。

記

作物名	作期	品種名	配 布 受 領 数 量	調 査 研 究 結 果 概 要

※調査研究結果の内容が明らかな資料を適宜添付すること。

注) 注意事項

- (1) 作物名は、ばれいしょ又はさとうきびの別を記入する。
- (2) 作期は、春植用、夏植用又は秋植用の別を記入する。ただし、配布希望形態により適宜削除して構わない。
- (3) 数量の単位は、ばれいしょは「kg」、さとうきびは2節苗の「本数」、その他配布希望形態にあつては適宜の単位とする。
- (4) 培養苗等の場合は、「作期」は省略できるものとする。